

調査報告書

令和6年5月16日

道立高等学校の教育活動に係る調査報告書作成会議

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、道立[■]学校において、重度知的障害等の障害を持つ生徒に関して、「合理的配慮」の決定プロセスにおける保護者との合意形成の欠如、内部文書における診断歴のない「血管性認知症」の病名の記載、保護者の同意なき心理検査の実施等の対応上の問題があった事案である。

2 学校の概要

本学校は、[■]市内の[■]高校である。[■]

[■]イ

ンクルーシブ教育の理念[■]

[■]を謳っている。

令和5年4月1日時点の職員構成は教頭1名、教諭9名、養護教諭1名、事務職員1名、講師4名、学校医2名の合計18名であった。

3 本生徒について

本生徒は、令和[■]年4月に本学校に入学した生徒であり、重度知的障害[■]

[■]機能障害[■]

[■]、[■]の障害を持ち、[■]の持病がある。

第2 調査の経緯、内容

1 調査の経緯

令和~~一~~年10月4日に保護者が数学Iの教科担任であるB教諭に前期の成績評価について相談した際に、本学校が把握する本生徒の障害特性として、重度知的障害、~~██████████~~に加え、「血管性認知症」という本生徒に診断歴のない病名があることが判明した。

そのため、保護者が本学校に対し、その経過を確認していったところ、本学校の特別支援教育担当のA教諭が同年3月14日付で作成した校内文書に本生徒の病状として「血管性認知症」と記載していたこと、A教諭が保護者の同意を得ずに心理検査「Vineland-II」を実施していたことが判明し、さらにその後のマスコミ報道により、A教諭が他の教員に対し、「この子はうちの学校では無理。何年やっても時間の無駄。」などと発言していたことも判明した。

このような経過の中で、本学校は本生徒を排除しようとしているのないかと不信感を強める保護者に対し、北海道教育委員会（以下、「道教委」）が本件の全容解明と本学校における指導の改善のために、第三者委員会による調査を実施することを提案し、保護者もこれを受け入れたため、当会議の設置が決定し、本調査が開始されることとなった。

2 当会議の構成

大崎康二（弁護士・ほっかい法律事務所）

齊藤真善（北海道教育大学札幌校准教授）

深町友祐（北海道立特別支援教育センター主査）

3 当会議の活動

本調査の目的は、「道立高等学校において、在籍生徒に関して未診断の病名を記載した資料を作成・共有していた一連の行為について、関係者からのヒアリング等により事実関係を明らかにし、高等学校における特別な支援を必要とする生徒に対する指導に係る助言を行う」こととされている。

当会議のこれまでの活動は以下のとおりであり、本学校及び道教委からの提供資料、関係者からの聴取結果を踏まえて、本件の事案解明を行うと共に、本件における学校の対応上の問題点及び再発防止策の検討を行った。

日付	活動内容
R5. 12. 1	事務局との打ち合わせ
R5. 12. 6	保護者に対する調査方針の説明
R6. 1. 5	第1回委員会（学校に対する事前確認事項の確定）
R6. 1. 26	第2回委員会（聴取対象者、担当の確定）
R6. 2. 2	教頭、A教諭からの聴取
R6. 2. 8	中学担任からの聴取
R6. 2. 16	校長、他の教員からの聴取
R6. 2. 27	保護者からの聴取
R6. 3. 13	第3回委員会（報告書の検討）
R6. 3. 28	第4回委員会（報告書の検討）
R6. 3. 28	保護者に対する中間報告
R6. 4. 11	第5回委員会（報告書の検討）
R6. 4. 24	第6回委員会（報告書の検討）

4 調査方法

本調査にあたっては、本学校及び道教委から関係資料の提供を受け、また、不足資料がある場合には、適宜に本学校から追加の資料提供を受けることで資料収集を進めた。

本件においては聴取対象としたのは、保護者、本学校の校長、教頭、教諭全員及び養護教諭（いずれも令和[]年度当時の教員であり、当時の校長、教頭は令和6年4月時点で異動となっている。）であり、また、中学校からの引継ぎの内容も問題となり得たことから、本生徒の中学時代の担任も聴取対象とした。本学校

からの聴取に際しては、準備として、本学校の対応に関する一連の経過の中で当会議が感じていた疑問点を事前質問し、その回答を踏まえて、面談聴取を行った。

第3 一連の事実経過

1 入学までの経過

(1) 出願の経緯

本生徒は、中学生時は[市内]市内の市立中学校（以下、単に「中学校」）の特別支援学級に通学しており、高校進学にあたっては、進学先として複数の特別支援学校と[高校]高校を検討していたが、令和[年]11月28日に本学校を訪問した際に対応したA教諭の対応を信頼し、本生徒が本学校への進学を希望するに至った。

(2) 入学の決定

本生徒による出願の意向は、同年12月には中学校を通じて本学校に伝えられており、同月13日には本学校の当時の教頭が中学校を訪問し、保護者との三者面談のほか、中学校との間で本生徒の登校状況等の確認を行っている。また、令和[年]1月12日には本学校（当時の教頭、A教諭）、中学校担任、保護者との間で、入学学力検査に関する事前打ち合わせも行っている。

その後、本生徒から本学校に出願がされ、入学学力検査を経て、令和[年]3月8日の入学者選抜会議において、本学校への入学が決定された。

正確な時期は不明であるが、本学校では、合格発表前の時点で、本生徒の支援計画の作成のためとして、保護者からの同意を得て、[児童相談所]に本生徒の知能テストの結果を照会し、口頭での回答を得ている。

(3) 「新入生の対応について」と題する書面

本学校では重度知的障害の生徒の受け入れ経験はなかったことから、本生徒の入学決定後は、本生徒の入学後に適切に対応できるのかという不安の声が教員から上がるようになっていたため、同月 16 日実施の教員間の校内研修において、本生徒に関する情報共有が行われ、同月 14 日付の A 教諭作成の「新入生の対応について」と題する書面（以下、「3/14 ペーパー」）が配布された。

3/14 ペーパーは、同年 1 月 12 日の入学学力検査に関する事前打ち合わせにおける保護者、中学校担任からの聴き取り結果に基づき作成されたものと表記されているが、実際には保護者と中学校担任からの聴取結果とは無関係に、本生徒に関する A 教諭の独自の障害理解として、本生徒に診断歴のない「血管性認知症（脳内で血管が破裂）」という傷病名の記載があり、この傷病に基づく本生徒の特徴として、「数秒～数分のみで記憶が保持。繰り返し学習することで長期記憶は保持されるが、保持される情報量は幼児並み。」「今現在いるところがどこか、把握困難。」「排泄の制御が年少程度。突然トイレに行くことがある。」との記載があった。

また、3/14 ペーパーでは「想定される保護者からの要望」という項目を設けており、その中では、「保護者には「本校の業務上の限界」を提示し、限界以上の対応は行わない。保護者が特別支援学校並みの支援（サービス）を求めてきた場合は、特別支援学校への「転編入」を勧める。」という基本方針を示したうえで、「支援員を常時配置してほしい」、「クラスメートの支援協力をお願いしたい」、「毎日の学校での様子を知りたいから「連絡ノート」に担任に記載をお願いしたい」といった個別の要望事項を設定し、それに対する対応策を提案しているが、ここで挙げられた各事項は、保護者が実際に本学校に要望したものではなく、A 教諭が特段の根拠なく独自に考え出したものであった。

さらに、3/14 ペーパーにおいては、保護者からの要望に対する基本方針として、「特別支援学校の実情は、保護者の要望をすべて受け入れる事はない。基本方針を提示し、方針以上の支援を求めてきた場合は固辞する姿勢を基本としている。教員の対応の統一が重要視されている。」とも指摘するが、特別支援学校にはそのような共通する実情は存在せず、これもA教諭の独自の認識を記載したものであった。

3/14 ペーパーは、保護者からの要望内容によっては、特別支援学校への「転編入」を勧める方針を明示しており、本学校への入学を希望する本生徒及び保護者の意向を否定しかねない内容であったが、研修に参加した教員からは、特段の異論や違和感が表明されることはなかった。

(4) 中学校との引継ぎ

令和[]年3月20日前後にはA教諭と中学校担任との間で、同月29日には、本学校（当時の教頭、A教諭、養護教諭）と中学校担任との間で本生徒に関する引継ぎが行われ、本生徒の障害特性や学校生活に関する情報交換のほか、食堂の配膳時には本生徒のお盆をA教諭が持つようになるとなど本学校で予定する支援内容の説明も行われた。

この引継ぎに際しては、中学校における本生徒の生活の様子をまとめた資料を作成し、それに基づく説明が行われたが、資料自体は本学校には提供されなかった。中学校の担任は作成した資料を廃棄しており、A教諭は引継ぎ内容をメモに残したものの、引継ぎの際に作成したメモは本生徒に関するセンシティブな内容を含み得るため廃棄したとしている。

(5) 「重度重複・疾病等を持った生徒の対応について」と題する書面

新学期となり、本学校では教頭、教諭[]名、講師[]名の合計[]名が新任となった。同年4月3日と同月7日にはA教諭から他の教員に向けて本生

徒に関する説明が行われ、そこでは、同月3日付のA教諭作成の「重度重複・疾病等を持った生徒の対応について」と題する書面（以下、「4/3 ペーパー」）に基づく説明が行われた。

4/3 ペーパーにおいては、本生徒の「障害概要」として、3/14 ペーパーと同様に「血管性認知症」のほか、「知的障害」の指摘があるが、知的障害については、「本校での支援対象外→ほかの生徒と同様に扱う。」としており、知的障害も支援対象とする本学校の方針と相反する記載がされていた。

また、本生徒に対する「可能な支援」として、「見せるものを手前に持ってくる。」、「プリントの文字は12ポイント以上、もしくはA4をA3に拡大。」、「████████を理由に遅れてきた場合は、遅刻扱いを考慮する。」といった「合理的配慮」を行うことを提案しながらも、「漢字のルビなどは、本校の生徒に合わせた仕様で、それ以上のことはしない。」、「体育・家庭など、実技を伴う授業では、他の生徒と同様に参加させる。適切に参加できなかった場合は、他の生徒と同様に付度なく評価する。」、「そのほかは、他の生徒と同様に配慮する。」、「授業が気に入らなく、教室から飛び出す場合は、他の生徒と同様に「中抜け」「欠席」扱いとする。教師は「戻っておいて」「時間ないよなどの声掛けのみにとどめ、他の生徒のために授業を行う。」とし、下線を付して強調することで、本学校が必要と判断する配慮以上の「合理的配慮」を行うことを否定する姿勢を打ち出している。

そして、本生徒の成績評価については、「適切に参加できなかった場合は、他の生徒と同様に付度なく評価する。」と、やはりこの点も下線を付して強調した上で、本学校の「成績評価システムでは、最低でも「2」になるよう設定されている。」という認識を前提に（実際には本学校の成績評価システムにおいても「1」をつけることは可能だった。）、本生徒に関しては、「1」の評価をつけるために、観点別評価において、通常のABC評価に加えて、D評価を仮想し、D評価が累積した場合は、「1」と判断するとし

ており、成績評価に関しては、他の生徒に比して厳しい姿勢で臨む方針が記載されている。

(6) 4/3 ペーパーの扱い

4/3 ペーパーについては、後日、教頭から、知的障害が本学校の支援対象外とはなっていない、本生徒に対してのみ観点別評価でDを仮想することが不適切であるとして、廃案とした旨が本学校から説明されているが、本学校の教員の多くからは、成績評価の点については、そもそも本学校の「成績評価システムでは、最低でも「2」になるように設定されている。」というA教諭の認識に誤りがあるため、他の教員の指摘により廃案になったものの、本生徒に対する「可能な支援」内容については、多くの教員が同ペーパーの提案する方針どおりに対応していくものと理解しており、同ペーパー記載の支援方針について、他の教員から異論や違和感が表明されることはなかった。

2 入学後の経過

(1) 入学後の本生徒の状況

本生徒は、令和[]年4月10日、本学校に入学した。翌11日からは保護者が本学校内での待機を開始したが、本生徒については、入学以降、教室内において授業中でも大人しく座っていられない（歌い出すほか、授業と関係のないおしゃべりを始めてしまうなど）ことが高い頻度で起きていた。

本学校では、本生徒が落ちつかなくなると本生徒を教室外に連れ出し、本生徒が興味を持つDVDや動画を視聴させるなど、本生徒を落ち着かせる手法をとっていた。

(2) 5月11日の絵カードによるやり取り

ゴールデンウイーク明けからは保護者による本学校内での待機を取りやめ、保護者の関与は送迎のみとなつたが、そのように対応を変更したところ、本生徒が教室において大声で泣き出すようになった。

同年5月11日には、本生徒が落ち着かなくなり、早退が必要として、本学校から保護者に連絡があり、保護者が送迎に向かつたところ、別室に案内され、そこではA教諭と本生徒が絵カードを利用したコミュニケーション手法（P E C S）による面接を実施しており、A教諭による絵カードを利用した質問に対し、本生徒が回答した内容から、本生徒は3回「勉強したくない」と回答したとの説明をA教諭から受けた。

一般的にP E C Sは、自閉スペクトラム症を持つ者などコミュニケーション能力に支障がある者と支援者との間で利用するコミュニケーションツールであり、被検者側が複数の絵カードの中から意思表明しようとする内容に対応する絵カードを選択することで自らの意思を表明するという形で行われるものであるが、本件においては、例えば、A教諭は、本生徒に跳び箱の絵カードを指示し、跳び箱のカードは体育を意味すると説明した上で、体育で跳び箱をするわけではないが体育に行くか行かないかという形で発問し、それに対し、本生徒が「行かない」と回答するというやり取りが行われていた。本件では被検者である本生徒は絵カードを利用せず、実験者であるA教諭のみが絵カードを利用し、かつ、最終的には絵カードを使わず、口頭で発問をしている点で、P E C Sの手法を誤ったものであるばかりか、そもそも本生徒は絵カードとは無関係にA教諭の口頭での質問内容を理解し、自らの意思を口頭で表明するというコミュニケーションが可能であり、P E C Sという大仰な手法を用いること自体が不要であった。

(3) 5月11日における対応方針の提案

本学校は、教頭立会いの下、保護者に一連のやり取りを参観させると共に、A教諭から保護者に対し、本生徒が勉強をしたがっていないことを言い含めた上で、今後の方針として、今後は授業前にP E C Sによる参加意思の確認を行い、参加意向であれば授業に参加させ、不参加意向であれば保護者に連絡し下校させるという対応方針を提案した。

A教諭は、この対応方針を取った場合、不参加意向が続ければ、欠席超過となり、原級留置になる可能性があるとしたうえで、保護者に対し、この方針の是非の検討を求めた。それに対し、保護者からは、後日、本学校が提案するようなP E C Sによる授業の参加意思の確認を行うのではなく、4月中と同様に保護者が学校内で待機し、本生徒の様子を見るという提案があり、本学校もこれに同意したこと、保護者が学校内に戻ることが決定された。

また、このときにA教諭は保護者に対し、「暴露療法」という専門用語を用いて、同療法を実施することも提案している。「暴露療法」とは、パニック障害や不安障害等に対する認知行動療法であり、具体的には不安の原因となる刺激に段階的に触れさせることで、不安を解消していく方法を意味するところ、上記の授業前の参加意思の確認を行う対応は「暴露療法」にあたるものではなく、また、「暴露療法」を実施すべき根拠も明らかではなかった。

さらに、この際に、A教諭から保護者に対し、例え話として、入学3日目で学校を辞めた生徒の話があり、その生徒の存在を理由に進路変更も間違いではないという趣旨の説明があったが、かかる発言に対し教頭からは何らの発言もなかった。また、同日以降、校内での保護者とA教諭との会話に際して、本生徒と保護者が本学校への出願を選んだ経緯の話になった

際に、A教諭からは、今からでも特別支援学校に転編入するのであれば、それを手伝う旨の発言がされることもあった。

3/14 ペーパーは、保護者からの要望内容によっては、特別支援学校への「転編入」を勧める方針を明示しており、また、後に報道されたとおり、A教諭が他の教員に対し、本生徒が本学校にいることは時間の無駄であると発言していたことが報道されているが、A教諭のこのような説明・発言が校内で咎められた形跡はないことから、A教諭をはじめとする多くの教員の意識として、早期の進路変更を行うことが本生徒のためであるという発想があった可能性があり、それ故に、それが保護者からどのように見られるのかという点に思い至ることなく、A教諭が保護者に対し、特別支援学校への転編入を手伝う旨の発言を行ったものと考えられ、保護者の目から見れば、本学校が本生徒のことを学校から排除する意図を持っていたのではないかと疑惑を抱くことも当然のことであった。

(4) 本生徒が落ち着きを見せるまでの対応

ゴールデンウイーク明けに保護者が校内で待機するようになった後も、依然として本生徒が教室内で落ち着かなくなることが続いたが、本学校では本生徒のために任用された特別支援教育支援員やA教諭を中心に、本生徒に熱心に関わっており、支援員が時間割を示して一日の見通しを持たせる、困ったときには周りの人々に声を掛けるよう指導する、本人にわかりやすい説明を行うなどの対応を行っていた。

また、学校外の専門家の助言を受けるため、同年5月26日、同年6月26日には[]教育局の特別支援教育スーパーバイザーの派遣事業により、本生徒の対応に関する助言を受けることも行っていた。[]月末には特別支援教育支援員が退職し、翌[]月中旬に週2日のみの特別支援教育支援員の

任用となつたため、支援員が不在の日はA教諭、1年生担任、教頭などが中心となって本生徒の対応に当たつていた。

このように本学校及び保護者による対応が進む中で、同年7月ころからは本生徒が本学校の環境への適応を示すようになり、教室内で落ち着きをなくす頻度は減少していった。

(5) 「Vineland-II」の実施

この過程において、同年5月中に、A教諭から保護者に対し、本生徒の支援計画を作成するためとして、発達検査である「Vineland-II」を実施することが提案され、検査の内容及び目的の説明がないため、保護者が回答を保留する旨伝えていたにもかかわらず、保護者の意向を無視する形で、同年6月中にA教諭により、同検査が実施され、同月23日の職員会議において結果が共有されるということがあった。

「Vineland-II」は、本来は被験者の日常生活の状況を把握している保護者や介護者などに対し、実験者が半構造的な質問により実施させることが必要であるが、本生徒の検査においては、保護者は関与しておらず、A教諭が本生徒の学校生活の中で知り得た限られた情報に基づき検査が実施されており、それによって得られた情報の有用性は疑わしい。また、検査目的は本生徒の支援計画の作成のためとされていたが、同検査実施後も本生徒に関する支援計画が作成されることとなかった。

なお、本学校によれば、本生徒の支援計画は、1学年の後期に作成する予定だったとのことである。

(6) 本生徒に関する「合理的配慮」の合意形成

本生徒に関する「合理的配慮」としては、入学当初からA教諭の提案により、授業のプリントをA3版にし、文字も大きくする、廊下の照明を常

時点灯させ、暗くならないようにするといった配慮のほか、例えば、体育では種目の中でできることに配慮し、バレーボールの試合は難しいのでボール投げにするといった配慮が行われていたが、本生徒の入学以降、保護者との間で「合理的配慮」の内容に関する合意形成のための協議の場が設けられることはなかった。

また、本学校における各教科の単元テストは、科目ごとに適宜の時期に実施されていたが、同年8月2日には、保護者から本学校に対し、「合理的配慮に関する要望書」が手交されており、その中では、多くの科目の単元テストにおいて、他の生徒と同じ教室で同じ答案用紙で受けている、口頭による回答では評価の対象にならないという現状を踏まえ、支援員による代読・代筆の実施、個室の利用、口頭回答の評価対象化、答案用紙の拡大等の配慮を行うこと、「合理的配慮」の内容に関する合意形成のための対話機会の設定が要望されていた。

これに対し、本学校においては、同年9月5日の職員会議において、A教諭により本生徒の単元テストにおける「合理的配慮」として、教科担当の判断で別室受験及び試験時間の拡大を可能とすること、問題用紙と回答用紙をA4版からA3版に拡大して印刷すること、別室受験では支援者が問題文を忠実に音読し（ただし、音読は1回のみとする。）、本生徒が口頭で回答した場合も支援者が記述し対応することが提案され、これが学校の方針として決定されたが、保護者が要望した「合理的配慮」に関する合意形成のための対話の機会が設定されることはなかった。

これとは別に、同年9月14日には保護者の支援者からの要望を踏まえて、本学校（校長、教頭）と保護者・支援者との間で、「合理的配慮」に関する協議の場が設けられ、保護者側からは、授業における障害特性に応じた配慮の実施及び配慮内容の保護者への通知、成績評価における障害特性に応じた柔軟な目標設定や指導の実施が要望された。

しかし、これに対する本学校の回答は、授業中の「合理的配慮」については、どのような形がよいのか引き続き検討し、保護者とも共有する方針であるとした一方、成績評価に関する「合理的配慮」については、学校教育においては、学習指導要領が本質の部分になっており、各教科・科目の目標設定や内容について、学習指導要領を踏まえずに決定することはできないというものであり、保護者側からの要望に対する学校側の回答の説明に終始し、「合理的配慮」に関する双方向での対話が行われることはなかつた。

(7) 前期の成績評価

同年9月22日には、本学校における前期の成績会議が行われ、本生徒の成績評価を、「情報Ⅰ」、「体育」について「2」、その他の科目（「言語文化（読）」、「言語文化（書）」、「公共」、「数学Ⅰ」、「科学と人間生活」、「保健」、「英語コミュニケーションⅠ」）について「1」とすることが決定された。

前期の成績会議に先立ち、A教諭は、本生徒の評価が「1」となった教科について、保護者に対し、その理由を説明しやすくすることを目的に、「評価「1」となった生徒の学習状況について」と題する書面の書式を作成しており、同年9月4日の教員間の打合せにおいて、「1」の成績評価をつける生徒に関して、同書面を作成する方針が決定された。

同書面に関しては、A教諭が上記の打合せの際に、本生徒用の書式である旨を説明しているが、教頭から本生徒だけを特別に扱う資料を作成することは不適当であり、評定が「1」となった生徒全員を対象とすべきであるとの意見が上がり、打ち合わせ後にも教頭からA教諭に対し、その旨の指導があったが、書式の内容自体が改定されることはなかつた。

同書面の書式は、すべての教科共通のものであり、「読み書きについて、学習停滞が見られ授業が理解できない。」、「自分の見慣れた字は読めるが、高等学校の教育内容にかかわる文字がほとんど読めない。」、「一行の数字は読めるが、小学校の1年生程度の計算ができない。」、「授業中の説明について、興味を示さない。」、「授業中の指示は課題に対して、遂行することが困難。」、「授業に関する質問に対して、正確に回答することができない。」という本生徒を想定したと思われる6項目の評価事項について、該当するものに○を付するものとした上で、「その他」欄において自由記載を行うことを想定している。

同書面の作成目的が「1」を付けた根拠を保護者に説明する点にあるのだとすれば、同書面における評価項目としては、学習指導要領に則って、各教科に必要な最低限度の知識や思考力について列挙すべきであるが、同書面における評価項目の内容は本生徒の発達評価を目的にしたもののように見え、単位取得のための基準を提示していない点に問題がある。

(8) 「数学Ⅰ」の成績評価

同年9月22日の成績会議において、本生徒の前期の「数学Ⅰ」の評価は「1」と決定された。

成績会議は、各教科担当から提案された成績評価について、校長が最終決裁を行うという形で進められており、「数学Ⅰ」についても、教科担任であるB教諭、I教諭からは本生徒の評価を「1」とする旨の提案があったが、その提案に先立っては、B教諭とI教諭との間で、本生徒の成績評価について、意見の相違があった。

I教諭は、本生徒の単元テストの点数が0点であり、授業の理解も進んでいないことから「1」とすべきという意見であり、B教諭は、自宅学習用に配布したプリントに本生徒がなぞり書き（保護者が記入した文字を本

生徒が後からなぞること）をして、提出していることが数学の学習として評価可能であることから「2」とすべきという意見であった。

両者の意見の相違が埋まらないことから、B教諭からA教諭（本学校で[]を務めていた）に相談があり、A教諭が仲介に入ることになったが、同年9月19日に実施されたB教諭とA教諭の話し合いにおいては、A教諭は、本生徒の「数学I」の評価は「1」であるという見立てを前提に、B教諭が「2」の評価を成績会議に出せば、B教諭の職場内での立場が危うくなること、なぞり書きは評価に入れることはできないことなどを指摘し、教務内規に記載のない基準で成績評価を行うことを非難した上で、その点に関する説明ができないB教諭に対し、それでは理屈が通らず、二枚舌と変わらない旨を指摘したことがあった。

また、その場では、本生徒を「1」にするのであれば、同じ点数付近にいる他の2名の生徒も「1」にせざるを得ないと述べたB教諭に対し、生徒にまとめて「1」をつけるかのような発言を非難し、本生徒が数の概念が理解できておらず、足し算もできないことに比して、他の2名の生徒は勉強が得意であるものの、足し算と引き算はできるのであり、同列に扱えないことを指摘し、さらに、B教諭が今まで職場で怒られてこなかったであろうこと、それは職場から無視され、誰もB教諭と向かい合おうとしたことが原因であること、今後も教員として働きたいのであれば、改善が必要であることを指摘したこと也有った。

その後、B教諭から教頭に対して、A教諭に教科の成績評価に介入された、大声で圧力をかけられた、おどされたと申し立てることもあったが、最終的には、本生徒の「数学I」の評価については、B教諭から観点別評価は「C C B」、評定は「1」との提案があり、同年9月22日の成績会議においても提案のとおり決定されるに至った。

(9) 本件における問題の発覚

保護者は、前期の成績判定が出る以前から、「数学Ⅰ」の家庭学習用プリントの取り組み方法等について、B教諭に相談しており、その中でB教諭から家庭学習用プリントの提出があれば、それがなぞり書きによるものであっても、成績評価の中で平常点として扱うという趣旨の説明があり、それを受け、保護者も本生徒に家庭学習用プリントになぞり書きをさせることで、プリントを提出するという対応を取っていた。

そのため、前期の「数学Ⅰ」の評価が「1」となったことに疑問を持ち、同年10月4日に校内の廊下でB教諭と会った際に、成績評価の理由を尋ねたところ、B教諭から、教科担任間で意見の相違があり、A教諭の関与もあって、評価が「1」となった旨の説明があり、後期に成績評価に向けた取り組みについて協議する中で、本学校が本生徒の障害特性として認識している内容を確認したところ、B教諭からは、知的障害、[REDACTED]、[REDACTED]といった障害名のほかに、本生徒に診断歴のない「血管性認知症」という病名が説明され、さらに、「血管性認知症」という病名を聞かされ、驚き混乱する保護者に対し、「血管性認知症」の特徴として、成長曲線として今後できることがだんだん限られてくる、時間や場所の理解ができない、寿命が人より短いという3点があること、「血管性認知症」の説明は同年4月の時点でA教諭から病名を断定する形で行われたことなどの説明があった。

また、このときに、B教諭からの説明で、A教諭が本生徒に関して、発達検査である「Vineland-II」を実施していたことも判明した。

このようにして、B教諭の説明を通じて、本学校において、本生徒に関して、診断歴のない病名が記載された資料が作成され、教員間で周知されていたばかりか、保護者の同意を得ないままに発達検査が実施されていたという問題が発覚した。

3 問題発覚後の経過

(1) 10月4日の問題発覚後は、同日中にA教諭から保護者に謝罪があり、同月6日には、教頭からも診断歴のない病名が記載された資料が作成され、教員間で周知されていたことについて謝罪があったが、同月7日には、学校名の特定こそないものの、診断歴のない病名が記載された資料が作成され、教員間で周知されていた問題について、新聞報道がされ、本学校における問題が世間の注目を集めようになつた。

その後は、同月16日、20日、24日、30日、11月2日に本学校と保護者・支援者との間で面談が実施され、保護者の疑問点に対する学校側からの説明等が行われたが、診断歴のない病名が資料に記載された問題については、A教諭は本生徒の症状が「血管性認知症」の病態に類似しているため、「血管性認知症」に準じて対応を考えた方がわかりやすいと考えて記載したという説明であり、保護者の同意を得ずに本生徒の発達検査を実施された問題については、本件の発達検査は、発達検査を本格実施する前に、本生徒の得意不得意な行動の大まかな傾向把握を行うために実施したものであり、A教諭としてはその場合には保護者の同意は不要と理解していたという説明であり、いずれについても保護者が納得する説明は得られなかつた。

(2) また、診断歴のない病名が教員間で周知されていた問題に関しては、その際のA教諭の説明が断定的であったのかどうかが問題となり、教頭が各教員の認識を聴取することになったが、同年10月20日、23日の1回目の聴取においては、同年4月3日もしくは7日の説明の際には、病名の説明は断定的ではなかったという回答の教員が大半であったが、同年[■]月[■]日及び[■]日付の新聞報道により、学校関係者から提供された音声データに基づく内容として、A教諭が同年4月時点で「この子は決定的な病

気を持ってしまっている。寿命が短く、回復の見込みはない。」と説明しており、「血管性認知症」の発症を断定するかのような発言をしていたことが報道されるに至った。

このような報道を受けた保護者の要望により、同年10月25日に再度の教頭による教員聴取が行われたが、2回目の聴取においては、■月■日及び■日付の新聞報道のとおりの発言がA教諭からあったという回答の教員が大半だったことから、保護者に対しても、A教諭による病名の説明が断定的であったと説明するに至り、結果として、新聞報道を受けて、説明内容を変遷させることとなった。

なお、本件においては、マスメディアにより、上記のほか、A教諭が他の教員に対して、「うちの学校にいても何のいいこともない。養護学校に行った方がいい。医学的にも心理学的にも、この子はうちの学校では無理。何年やっても時間の無駄。」と発言していたこと、保護者に関して「専門用語でいうサイコパス」「医学的にはパーソナリティ障害」「現実と想像の区別がつかなくなっている」などと発言していたことも報道されている。

(3) このような経過の中で、本学校が本生徒を排除しようとしているのではなくと不信に陥った保護者に対し、道教委からの提案で、本調査が実施されることとなった。

なお、上記の報道によりA教諭の言動を知って以降、保護者は本学校の校舎内への立ち入りが心理的に困難となっており、また、令和6年3月に校舎内に立ち入った際に過呼吸となり、その旨の診断を受けるに至っている。

第4 本学校の対応上の問題点

1 「合理的配慮」の決定プロセスのあり方

(1) 本学校は、本生徒に対する「合理的配慮」として、支援員の配置、プリントの拡大・文字の拡大、廊下を照明で明るくする、単元テストでの別室実施・問題文読み上げといった配慮を行っていた。

「合理的配慮」の決定に際しては、文部科学省の中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」(平成24年7月13日)において、「設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。」とされており、具体的には、生徒本人及び保護者から「具体的配慮」に関する意見を聴取し、その対応の可否を検討し、代替策の提示等を行うことで、るべき「合理的配慮」を検討していくことが求められる。

しかし、本生徒の「合理的配慮」に関しては、本生徒及び保護者との間の合意形成の場が正式に設けられたことはなく、保護者との合意形成を図ることなく、本学校において必要と判断した限りで、「合理的配慮」が提供する方針が取られていた。

保護者からは、令和■年8月2日付で単元テストに関する「合理的配慮の要望書」が提出されたが、単元テストに関する「合理的配慮」は、保護者との協議が行われないまま、同年9月5日の職員会議で決定されており、保護者との間で「合理的配慮」に関する合意形成が行われることはなかつた。

(2) 3/14 ペーパーにおいても、「想定される保護者からの要望」という項目があり、保護者が要望するであろう「合理的配慮」の内容を予想し、その対応策を提案するが、そこに記載されているのは保護者からの要望を警戒する内容に終始しており、保護者との間で合意形成を行うという発想はなかつた。

むしろ、3/14 ペーパーにおける「想定される保護者からの要望」は、実際には保護者から要望を受けていない内容であり、他の教員に対し、保護者が過剰な要求を行う人物であることを印象付けることで、他の教員に保護者に対する無用な警戒心を抱かせる内容であり、保護者が特別支援学校並みの支援を求めてきた場合には、特別支援学校への転編入を推奨する方針を提示し、「合理的配慮」の決定に際して、むしろ保護者の意向を排除しようとするかのような方針を打ち出している。

4/3 ペーパーにおいても、本生徒を他の生徒と区別せずに扱うことが繰り返し強調されており、学校が決定した以上の「合理的配慮」の提供を否定する姿勢を明確にしているのであり、本学校もしくはA教諭においては、「合理的配慮」の決定において、保護者との合意形成を行うことを想定していなかったことが明らかとなっている。

(3) 保護者との合意形成は、「合理的配慮」の決定プロセスとして文科省により提示され、一般的に認知されているのであり、道内では各校に配置された特別支援コーディネーターを中心に取り組まれている。本学校では、「合理的配慮」の決定プロセスにおいて、保護者との合意形成の場が設けられなかつた上に、決定プロセスからの保護者の意向の排除すら指向されていたのであり、「合理的配慮」の決定プロセスに誤りがあった。

(4) また、同年5月11日には、保護者が本学校から呼ばれて、本生徒を迎えた際に、A教諭が本生徒に対し、絵カードを使った、授業への参加意思の確認を行い、その結果、本生徒が授業への参加に拒否的であることが判明したとして、保護者に対し、本生徒に対する今後の対応方針として、授業前に絵カードで授業への参加意向の確認を行い、拒否的な回答であった場合には、保護者に連絡し下校させる、教室に入ることができない、座っていられない場合には、別室待機にするという方針が説明された。

当時は、本生徒が授業中に大人しく座り続けることが難しく、また、教室内で泣き叫ぶことも起きていたため、本学校としても対応に難渋しており、それがこのような提案に繋がったと考えられるが、このような対応を続ければ、出席日数が不足し、原級留置となることは明らかである。このように教室内で落ち着かない本生徒に対して必要となるのが「合理的配慮」であるが、ここでも本学校では、保護者との合意形成を行うことで、適切な「合理的配慮」を見つけようとしていることなく、安易に原級留置に繋がる対応策を提示しているのであり、この点の対応に問題があった。

2 診断歴のない病名の記載と周知

(1) 3/14ペーパー、4/3ペーパーには「血管性認知症」の記載があり、本学校の教員にも本生徒の傷病として周知されていた。

「血管性認知症」は本生徒に診断歴がなく、令和[年]1月の中学校からの出願資料に記載がなく、令和[年]1月の中学校との事前打ち合わせでも一切登場していない病名であり、A教諭が独自の理解によって記載した病名である。

さらに、A教諭は、同年4月の他の教員に対する説明の中で、本生徒が「血管性認知症」であるとした上で、その特徴として、今後できるようになることが限られてくる、寿命が短い等と説明しており、それに基づき、B教諭が同年10月4日に保護者に同様の説明を行っているが、本生徒の主治医はそのような診断はしておらず、いずれもA教諭独自の見立てにすぎない。

臨床経験のないA教諭が将来的な転帰を適切に判断することは不可能であり、いずれの説明にも裏付けとなる医学的な根拠はなく、A教諭の思い込み、思いつきによる説明であったと考えるほかない。

医師資格を持たぬ者が何ら医学的根拠なく傷病名をつけ、それを校内資料に記載した上、本生徒の転帰について何らの根拠もなしに悲観的な見立てを行い、校内で共有している点でA教諭の対応は不適切である。

(2) 本学校は保護者に対し、本生徒の症状が「血管性認知症」の病態に類似しているため、「血管性認知症」に準じて対応を考えた方がわかりやすいと考えて記載したと説明しているが、「血管性認知症」の症状は、パーキンソン症状、歩行障害、嚥下障害、排尿障害などの身体症状、抑うつ、感情失禁（突然泣き出したり、笑いだしたりする）などの精神症状とされており、本生徒の症状は「[REDACTED]」を除いてはまったく一致せず、「血管性認知症」の病名を出すことで本生徒の症状理解が進むということはあり得ない。

そもそも、一般的に「血管性認知症」の症状が認知されているとは考え難く、この病名を出した方が症状の理解が進むという説明自体が詭弁とも言いうるものであり、保護者に対する説明として著しく誠実さに欠けるといるべきである。

(3) さらに言えば、3/14 ペーパーの表現は、「血管性認知症（脳内で血管が破裂）」というものであり、内部文書上での記載であり、保護者への提供は想定していなかった資料であったとしても、本生徒及び保護者に対する配慮を欠き、その表現自体も不適当・不適切といるべきである。

このように本学校内における本生徒及び保護者に対する敬意・配慮を欠いた言動は、何らの合理的な根拠もなく、本生徒に関して、今後できるようになることが限られてくる、寿命が短いと断定したA教諭の発言のほか、保護者を「サイコパス」、「パーソナリティ障害」とすると断じたと報道されているA教諭の発言にも現れている。

3/14 ペーパーの内容やA教諭の上記の言説に対して、本学校内では特に異論や違和感の表明があったことは確認されておらず、このような表現や

言説が表面上ではあっても組織内で受け入れられている点において、本学校の組織としても問題があった。

(4) また、「血管性認知症」という病名は中学校からの引継ぎにおいても、一切情報提供のなかった病名であり、管理職による適切なチェックが働いていれば、当該資料の配布時にその旨が指摘され、「血管性認知症」という誤った病名が教員間で周知されることはなかったのであり、これは本学校における管理体制の不備の表れでもある。

3 情報収集及び管理のあり方

(1) 令和■年6月には、A教諭が本生徒を対象に心理検査「Vineland-II」を実施しているが、これは保護者が同意回答を保留している中で実施されている。

「Vineland-II」は、コミュニケーション、日常生活スキル、社会性、運動スキル、不適応行動といった適応行動領域を設定した上で、領域ごとに点数評価を行い、対象者の適応行動の発達水準を測る心理検査であり、主には支援計画の作成のために実施されている。通常は対象者の様子をよく知る保護者や介護者などに対する半構造化面接（あらかじめ質問項目を定めておき、回答内容に応じてその心理を掘り下げていく調査手法）により実施される。

同検査は、対象者の発達水準というセンシティブな内容を明らかにするための検査であり、実施に際しては、自己決定権の尊重もしくは個人情報の管理という観点から、対象者本人もしくは親権者等の法定代理人の事前同意が必要となる。そのため、A教諭も同年5月時点で保護者に対し、本生徒を対象に同検査を実施することを打診しているが、保護者からは回答を保留されていたにもかかわらず、翌6月に同検査を実施しており、情報管理にあり方として問題があった。

(2) 本学校は保護者に対し、保護者の同意を得ずに同検査を実施した理由について、同検査は本生徒の得意・不得意や困り感の大まかな傾向の把握のために実施した後に、本格検査を行うものであり、保護者の同意も本格検査の際に必要となるとした上で、本件では大まかな傾向把握のために実施したものにすぎず、保護者の同意は不要と考えていた旨説明する。

しかし、仮に本学校が説明するとおり、大まかな傾向把握のために実施したものであったとしても、それにより判明するのは、本生徒の発達水準に関わるセンシティブな内容であることに変わりはなく、保護者の同意を不要とする理由にはなり得ない。

(3) そもそも、同検査は対象者の様子をよく知る者に対する半構造化面接によって実施されるものであり、検査者が把握している情報に基づいて実施するという手法は想定されていない。検査者が把握している情報に基づき大まかな傾向把握をした上で、正式に保護者との半構造的面接による本格実施を行うというような二段階的な理解は、同検査に関する本学校独自のものであり、一般的な通用性はなく、このような形で同検査を実施する必要性があったとは考え難い。

このように本学校では必要性に乏しいもしくは明らかでない中で、「Vineland-II」の実施や知能検査結果の取得が行われており、生徒に関する情報収集及び管理の在り方に問題があった。

(4) また、3/29 実施の本生徒に関する引継ぎに際し、中学校において作成した本生徒の学校生活上の出来事をまとめた資料に基づく説明が行われており、A教諭は引継ぎの際にメモを作成していた。

引継ぎメモも公務員たるA教諭に作成された公文書である以上、適切に管理される必要があり、保存期間内の廃棄は厳に慎まなければならないが、このメモは本生徒のセンシティブな情報を含み得ることを理由に、A教諭の独断により廃棄されている。引継ぎ資料を一教員の判断で廃棄し、本学

校がそれを把握できていない点で、本学校の文書管理のあり方にも問題があつたといわなければならない。

4 保護者に対する説明内容

令和~~一~~年10月4日に本件の問題が発覚して以降、本学校の対応に不信感を抱いた保護者の要望を受け、本学校と保護者との間で複数の協議の場が設けられ、協議の場では保護者からの種々の質問に対して、本学校が本学校の認識に基づき回答を行っている。

その中で、本学校は「血管性認知症」という病名を記載したことについて、本生徒に「血管性認知症」に準じた症状があるため、病名を出した方が症状の理解が進むと考えたと説明するが、「血管性認知症」の症状は一般的に認知されているとは言い難く、病名を出したとしても症状の理解が進むことがないことは明らかであり、本学校の説明自体が詭弁に近いものであり、保護者に対する説明として誠実さに欠けている。

また、「Vineland-II」を保護者の同意なしに実施したことについては、同検査の実施は、検査者が把握している情報に基づき大まかな傾向把握を行った上で、保護者等との半構造化面接によって本格的に実施するものであり、保護者の同意は本格実施を行うにあたって必要となるという理解に基づき、本件では大まかな傾向把握を行ったのみであるから、保護者の同意は不要と考えたと説明するが、同検査に関するこのような二段階的な理解は、本学校独自のものであり、一般的な通用性はない。本学校が真にそのような理解をしていたとは考え難く、やはり保護者に対する説明として誠実さに欠けている。

さらに、A教諭の「血管性認知症」の教員向けの説明内容に関して、本学校では、本件の問題発覚以降に教員向けの聞き取り調査を2回実施しており、令和~~一~~年10月20日及び同月23日実施の1回目の聴取では、同年4月の職員説明における病名の説明が「断定的ではなかった」と記憶している教員が大

半という結果であったが、同年10月25日実施の2回目の聴取では、[■月] [■日]及び[■月] [■日]に新聞報道された「この子は決定的な病気を持ってしまっている。寿命が短く、回復の見込みはない。」とのA教諭の発言について、「断定的な言い方をしていた」とする教員が大半という結果であった。

いずれの聴取も、同年4月時点のA教諭の発言内容に関する他の教員の記憶を確認したものであり、1回目と2回目の聴取結果には大きな食い違いが生じる可能性は低いはずであるが、実際には1回目の聴取と新聞報道後の2回目の聴取結果には食い違いが生じている。このように教員からの聴取結果が不自然に変遷しているにもかかわらず、食い違いが生じた経緯、理由については、本学校から保護者には何ら説明されておらず、この点でも保護者に対する経緯の説明が誠実なものであったとは評価し得ない。

第5 再発防止策の提言

本件における本学校の対応上の問題点の原因分析を行ったうえで、本件の再発防止策を提言する。

1 本学校の対応上の問題点の原因分析

(1) 本学校においては、A教諭が当時[■]であり、特別支援教育の専門家として、特別支援教育に関して本学校を主導する立場にあったことに加え、A教諭自身が20年以上にわたって一貫して特別支援教育に従事しており、特別支援教育の担当教員としては、屈指の経験を積み、障害を持つ生徒の対応においては優れた手腕を発揮していたことから、校内での信任も厚く、本学校の特別支援教育に関する方針決定はA教諭に大きく依存していた。

このようにA教諭は本学校における特別支援教育に関する重要な役割を担っていただけではなく、[■]の教科担任も務め、校内分掌として

も、████████と████████を兼任し、████████委員会、████████委員会、
████████委員会、████████委員会といった多くの校内委員会に所属する
など、校内における多くの重要な役割を担っていた。

A教諭は本学校の教員の中では重責を担っており、校務に対する積極的な姿勢や20年以上にわたる教員としてのキャリアと相まって、他の教員から厚い信任を得ており、特に特別支援教育の方針決定に関しては、他の教員の中で方針決定等をA教諭に委ねる意識があり、教員間の十分な議論を経ないまま、A教諭が提案するとおりに決定される傾向が強かった。

(2) A教諭は、本学校において、多くの重要な役割を担い、特別支援教育に関する方針決定においては、主導的に方針提案を行うとともに、特別な配慮を要する生徒の対応も率先して行っていたが、A教諭は本学校における当時████████であり、特別支援教育に関して、A教諭の活動をチェックすべき役割の教員は配置されていなかった。

A教諭は校務に関する報告・相談は日常的に教頭を行っていたものの、独断で物事を進める側面もあり、例えば、「数学Ⅰ」の成績評価に関するA教諭とB教諭のやり取りに関しては、教頭がA教諭から本生徒の「数学Ⅰ」の成績評価に関して教科担任間で意見が割れており、████████として相談を受けていると報告を受けた際には、A教諭に対し、成績評価は教科担任の裁量で決定すべきであり、A教諭が成績評価に介入しないように注意を受けていたにもかかわらず、A教諭はB教諭に対し、「数学Ⅰ」の成績評価を「1」とするように強く指導することで成績評価に介入しており、教頭の事前注意が守られないことがあった。

管理職である校長、教頭は、このようなA教諭の独断的な傾向を認識していくながらも、管理職として十分な監督機能を發揮し得ずにいた。

(3) 「合理的配慮」に関する保護者との間の合意形成を拒否するかのような方針は、3/14 ペーパーや 4/3 ペーパーにおいてA教諭が提案し、それがその

まま学校の方針として採用されたものであるが、その背景には特別支援教育に関する方針決定はA教諭の判断に委ねるという他の教員の意識があつたのであり、今後は、他の教員も特別支援教育に関する知識を深めると共にその意識を高め、特別支援教育に関する方針決定により積極的に関与することが求められる。

また、3/14 ペーパーや 4/3 ペーパーに本生徒に診断歴のない「血管性認知症」の病名を記載したこと、保護者の同意を得ずに「Vineland-II」を実施したこと、本生徒の関する引継ぎメモを廃棄したことは、いずれも A 教諭が独断で行ったものではあるが、その背景には、本学校内におけるチェック体制の不備があったと考えられ、今後は校内における組織体制の整備が求められる。

以上の分析を踏まえて、具体的な再発防止策としては、以下のとおり提言する。

2 特別支援教育に関する知識の深化と意識の向上

(1) 本学校の インクルーシブ教育の理念

を謳っている。共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の必要性については、文部科学省の中央教育審議会においても報告され、教育行政における政策課題の一つとなっており、学校現場におけるインクルーシブ教育の実践、特別支援教育の充実は社会的な要請となっている。

本学校には、現在、本生徒以外にも一定人数の知的障害を持つ生徒が在籍しており、今後も知的障害、身体障害といった障害を持った生徒の入学が想定されるのであり、本学校においてもインクルーシブ教育の実践、特別支援教育の充実が今後より重要となるが、このような課題に対応するに

あたっては、その実務を担う本学校の組織として特別支援教育に関する知識を深めるとともに、意識を高めることが必要となる。

(2) 「合理的配慮」の決定プロセスに関しては、中央教育審議会の特別報告において、本人及び保護者との間で、「可能な限り合意形成を図った上で決定」することが求められており、「合理的配慮」の決定において、保護者との合意形成を目指すことは、重要なステップと位置付けられている。本学校内においても、A教諭以外の教員の中に特別支援教育に関する標準的な知見を有し、本学校内の方針決定の場で保護者との合意形成の重要性を指摘する者がいれば、本件の方針がそのまま採用されることはなかったと考えられる。

特別支援教育はA教諭のみではなく、本学校の全教員によって実践されるものであるから、その方針決定には他の教員も主体的に関与すべきであるが、特に「合理的配慮」の内容については絶対的な正解があるわけではなく、学校側と保護者・生徒が合意形成を図る中で決定されるべき問題であるため、その方針決定に際しては、他の教員が積極的に議論に参加することがより強く求められる。

(3) そして、他の教員による積極的な議論参加のためには、本学校内の環境整備が必要であり、特別支援教育に関する校内研修を実施し（研修自体は北海道立特別支援教育センターが複数のメニューを提供しており、学校から遠隔で参加することも可能である。）、管理職を含めた教員一人一人の特別支援教育に関する知見・意識の向上を図ることが必要であり、また、管理職が教員と対話する中で、特別支援教育に関心の高い教員に特別支援教育に関する研修を個別に受講を促すことで、特別支援教育に関する専門性を有する教員を増やしていくことも有用である。

(4) さらに、特別支援教育に関する方針決定を行う際には、管理職等の議事の進行者がより多くの教員に発言を求め、議論を促すことで、十分な議論を

経ないまま、提案者の提案のとおりに方針決定される状況を回避する工夫も必要となる。

特に「合理的配慮」については、何をどこまで提供すべきという正解があるわけではなく、より多くの教員が議論に参加しながら、保護者との合意形成を進める必要があるのであり、そのために、校内の特別支援委員会で対象生徒のケース会議を行い、るべき「合理的配慮」の検討を尽くしたうえで、職員会議で教員全体も報告するという多くの学校で実践されている。

また、より多数の教員が議論に関与するという観点からは、定例の職員会議とは別に、「合理的配慮」を検討するための全教員参加の会議を対象生徒の入学前の時点から開催し、議論を開始し、入学後に「合理的配慮」について課題が生じた場合には、その都度、その対応を協議するための会議を開催することで、「合理的配慮」に関する校内議論を充実化させるという工夫も考えられる。

いずれの形をとるにしても、議論の際には、生徒や保護者から出された要望について、それに応じることができなかつたとしても、単にそれができないという結論だけを出すのではなく、「何であればできるのか」という観点から積極的に代替案を検討するという意識が重要となる。

(5) また、全教員が特別支援教育に主体的に関与するという観点からは、特別な配慮が必要な生徒に関しては、個別指導計画の中で各教科担当が各教科においてどのような配慮を行うのかを検討し、それを個別指導計画に記載することで、自発的に必要な支援内容を検討する機会を設定することも有用である。

本学校における個別指導計画の作成自体は努力義務に止まるものの、年度当初の時点で作成し、中間地点で評価と修正を行い、それ以外の時期にも適宜に見直しを行うことで自らの行ってきた指導が適切であったかを検

証する契機となるものであり、全教員が特別支援教育に主体的に関与するために有用と考えられる。

個別指導計画は、「合理的配慮」に関する保護者との間の合意形成のための資料としても利用可能でもあり、本件においても本生徒の入学当初の時点での作成が必要であった。

(6) 以上の本学校における特別支援教育に関する組織としての意識向上のための方策もさることながら、何より、3/14ペーパー、4/3ペーパーにおいては、本生徒に普通教育の提供を求める保護者の意向を警戒し、保護者を対立当事者のように位置づけ、過度に防衛的に対応することが想定されており、このような姿勢が本学校における保護者との間の対話に関する消極姿勢につながったと考えられるのであり、本学校においては、より充実した特別支援教育の実践のためにも、本生徒に限らず、障害を持つ生徒の保護者を支援者として位置づけることで、「合理的配慮」の決定に関しては、保護者・生徒との間で、積極的な合意形成を図るという本来の決定プロセスを実践し、また、「合理的配慮」以外の問題に関しても、積極的な対話をを行い、一つ一つの課題解決に共に臨んでいくという姿勢が重要となる。

このような姿勢を持ち、保護者との間の対話を重視する意識があれば、本学校の対応上の問題点の4において指摘したような本件の問題点の発覚後に保護者に対して不誠実な説明を繰り返すという対応をすることもなかったものと考えられる。

3 本学校内の組織としての体制整備

(1) 本学校の対応上の問題点のうち、3/14ペーパーや4/3ペーパーに本生徒に診断歴のない「血管性認知症」の病名を記載したこと、保護者の同意を得ずに「Vineland-II」を実施したこと、本生徒の関する引継ぎメモを廃棄したことは、いずれもA教諭が独断で行ったものである。

これらの背景には、A教諭の独断的な傾向に加え、A教諭が本学校における当時 [REDACTED] であり、特別支援教育に関する対応はA教諭一人が行っており、本学校内にA教諭以外に特別支援教育に主体的に関わる教員が配置されていなかったことがあると考えられるのであり、再発防止のためにには、[REDACTED]

[REDACTED] 特別支援教育コーディネーターの複数体制を敷くとともに、特別支援教育コーディネーター間の役割分担を明確にすることで適切な分掌を行いつつ、特別支援教育コーディネーター間で相互に活動内容をチェックすることが可能な体制を作ることが最も有効である。

(2) また、組織体制という点では、本学校においては、A教諭に対する管理職による監督機能の不全の問題があったのであり、今後はA教諭に限らず、管理職による適切な管理が行われる必要がある。

具体的には、管理職が日常的に教員から相談と報告を受けることで、個々の問題に対する対応方針の決定に管理職が関与することの徹底を図るとともに、例えば、本生徒の「数学Ⅰ」の評価の問題に関する教頭の指示が順守されなかつたように、管理職の指揮命令に反する事象が生じたのであれば、管理職が対象教員を強く指導することで、本学校内において管理職の監督権限を実効化させることが必要になる。

本件においては、A教諭が保護者に関して「専門用語でいうサイコパス」「医学的にはパーソナリティ障害」などと敬意を欠いた発言を行っていたことが報道されているが、この問題についても、管理職が適切に監督権限を発揮し、A教諭に厳重な注意を行ったうえで、教員間に周知することで、本件に限らず、あらゆる保護者や関係者に関して、不適切な発言を行わないという基本的な事項を徹底することも必要だったのであり、今後は改めてこのような観点からも管理職が監督権限を発揮すべきことが意識されるべきである。

第6 最後に

以上のとおり、当会議の調査結果を報告する。

当会議は、令和5年12月1日に発足して以来、関係者からの聴取面談のほか、一連の事実経過の認定、本学校の対応上の問題点、再発防止策の検討に鋭意取り組んできた。当会議の活動に協力いただいた関係者の方々には心より御礼を申し上げたい。

本報告書においては、本学校の対応上の問題点を中心的に取り上げており、その結果、本学校のこれまでの対応を一貫して厳しく評価する内容となっている。これは本件における本学校の対応が外部からはどういうに評価され得るものであったのかを明らかにし、それを本学校の関係者に伝えることで、関係者が本生徒の学習環境のさらなる整備と改善の必要性を再認識し、この点に鋭意取り組んでいただくことが本生徒のより充実した学校生活のために最も重要であり、また、本報告書が公表され、本件の問題点が社会に共有されることが、本生徒に限らず、今後道立高等学校に入学するであろう障害を持つ生徒の学習権の保障にも資すると考えるためであり、本学校の組織及び関係者のこれまでの活動の一切を否定し、弾劾することを目的としたものではない。

本学校の管理職を含む各教員は、本生徒の入学以降、それまでに経験のなかった障害を持つ本生徒の受入れと支援に懸命に取り組んでいたのであり、その点は当会議としても強く敬意を表するものである。当会議は、本学校に対し、保護者との間で、「合理的配慮」における合意形成を含め、本生徒の学校生活に関わる問題については、積極的なコミュニケーションを図ることで、協力して本生徒に関する課題解決に当たり、保護者との信頼関係の再構築を進めていくことを強く期待するとともに、それにより、本生徒の今後の学校生活がより充実したものとなるよう祈り、本報告書の結びとさせていただきたい。

以上